

令和6年6月20日

お客さま各位

瀬戸信用金庫

預金規定の改定について

平素は、瀬戸信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は、下記のとおり預金規定を改定いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 改定となる規定

- (1) 総合口座取引規定
- (2) 普通預金規定（無利息型普通預金含む）
- (3) 貯蓄預金規定
- (4) 納税準備預金規定

2. 改定日

令和6年6月20日（木）

3. 改定内容

（別紙）「新旧対照表（普通預金規定抜粋）」を参照願います。

以上

【本件に関するお問合せ先】

瀬戸信用金庫 業務管理グループ TEL0561-86-0130

受付時間 平日午前9時から午後5時

新旧対照表（普通預金規定抜粋）

改定後	改定前
<p>16.（解約等）</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳および届出の印章を持参のうえ、申出てください。</p> <p>(2) 前項の解約の手續きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(3) 第1項における記名押印は、<u>個人による手續きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず、署名をもってこれに代えることができます。</u></p> <p style="text-align: center;">～以下省略～</p>	<p>16.（解約等）</p> <p>(1) この預金口座を解約する場合には、当金庫所定の解約請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳および届出の印章を持参のうえ、申出てください。</p> <p>(2) 前項の解約の手續きに加え、当該預金の解約を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合、この確認ができるまでは解約を行いません。</p> <p>(3) 第1項における記名押印は、<u>個人である預金者本人による手續きの場合に限り、当金庫が認めたときは、届出の印章の押印を受けず、本人の署名をもってこれに代えることができます。</u></p> <p style="text-align: center;">～以下省略～</p>